

第3期 第8回練馬区地域包括支援センター運営協議会 会議要録 第3期 第8回練馬区地域密着型サービス運営委員会 会議要録	
1 日時	平成26年5月15日（木） 午後6時から8時10分
2 場所	練馬区役所本庁舎5階庁議室
3 出席者	<p>（委員18名）宮崎牧子委員長、吉賀成子委員長代理、石井知子委員、岩月裕美子委員、岩橋栄子委員、大塚邦俊委員、丸山敏雄委員、米澤聡子委員、辻正純委員、田中賦彦委員、新井みどり委員、植村光雄委員、芹澤考子委員、川久保玉美委員、堀洋子委員、加藤均委員、鶴浦乃里子委員、大嶺ひろ子委員</p> <p>（事務局5名）福祉部長(高齢社会対策課事務取扱)、経営課長、福祉施策調整担当課長、介護保険課長、光が丘総合福祉事務所長</p>
4 傍聴者	9名
5 議題	<p>○ 地域包括支援センター運営協議会</p> <p>1 国における介護保険制度の見直しの動向について</p> <p>2 第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について</p> <p>3 高齢者相談センターの体制について</p> <p>4 石神井高齢者相談センター上石神井支所等運営事業者の選定について</p> <p>○ 地域密着型サービス運営委員会</p> <p>1 国における介護保険制度の見直しの動向について</p> <p>2 地域密着型サービス事業者の指定について</p> <p>3 地域密着型サービス事業者の指定更新について</p> <p>○ その他</p> <p>1 介護保険について</p>
6 配布資料	<p>資料1-1 国における介護保険制度の見直しの動向について</p> <p>資料1-2 介護保険制度の改正案について</p> <p>資料2-1 第6期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画における検討課題</p> <p>資料2-2 見直し後の地域ケア会議（案）</p> <p>資料2-3 「地域ケア会議」を活用した個別課題解決から地域包括ケアシステム実現までのイメージ</p> <p>資料3-1 地域包括支援センター（高齢者相談センター）の運営体制の見直しについて</p> <p>資料3-2 新しい包括的支援事業の全体像</p> <p>資料3-3 地域包括支援センターの機能強化</p> <p>資料4 地域密着型サービス事業者の指定について</p> <p>資料5 地域密着型サービス事業者の指定更新について</p> <p>資料6 介護保険について</p> <p>資料7-1 石神井高齢者相談センター上石神井支所の運営委託事業者の選定について</p> <p>資料7-2 練馬区立上石神井敬老館管理運営業務委託事業者および石神井高齢者相談センター（地域包括支援センター）上石神井支所運営事業者募集要項</p>

7 所管課	<p>(地域包括支援センター運営協議会) 健康福祉事業本部福祉部福祉施策調整担当課地域包括支援センター調整担当係 TEL：5984-4582（直通） Eメール：FUKUSISISAKU03@city.nerima.tokyo.jp</p> <p>(地域密着型サービス運営委員会) 健康福祉事業本部福祉部介護保険課事業者係 TEL：5984-4589（直通） Eメール：kaigo02@city.nerima.tokyo.jp</p>
-------	--

第8回地域包括支援センター運営協議会 第8回地域密着型サービス運営委員会

（平成26年5月15日（木）：午後6時～午後8時10分）

（委員長） これより第3期第8回練馬区地域包括支援センター運営協議会ならびに練馬区地域密着型サービス運営委員会を開会する。

最初に、事務局から本日の出席委員および傍聴者の人数の報告をする。

（事務局） ただいまの出席委員は17名である。2名の委員より欠席の連絡を受けている。傍聴者は9名である。

（委員長） 事務局から手元の資料についての差しかえ、追加について説明する。

（事務局） 資料の差しかえと追加の説明をする。

席上に配付した次第、資料1-2、資料2-1、資料2-2、資料7-1、資料7-2、これらについて説明をする。

次第については、地域包括支援センター運営協議会に、案件4、石神井高齢者相談センター上石神井支所等運営事業者の選定について追加したものを配付した。本日の次第は、こちらを使用する。

なお、追加した案件の説明には、本日新たに配付した資料7-1、7-2を使用する。

次に、資料1-2および資料2-1、資料2-2については、事前送付したものの内容に修正があったため、差しかえを配付した。本日の説明ではこちらを使用する。

資料の案内は以上である。

（委員長） 資料の不足についてあれば挙手を願う。よろしいか。

（なし）

（福祉部長 高齢社会対策課長事務取扱） 【自己紹介および挨拶】

（福祉施策調整担当課長） 【自己紹介】

（委員長） では、前回の3月10日に開催した第3期第7回の委員会などの会議要録については、事前に事務局より送付したが、訂正などの申し出はいただいていないが、よろしいか。

会議要録についての訂正などの申し出が昨日までになっていたが、申し出がなかったもので、そのままよろしいか。

（なし）

（委員長） では、次第に沿って議事を進める。本日も、委員の皆様には、活発なご意見、ご発言をお願いしたい。なお、午後8時を閉会の目途としているので、会の円滑な進行にご協力をお願いする。また、議事録を作成する都合上、ご発言はマイクをお願いする。

それでは、地域包括支援センター運営協議会に入る。

案件1、国における介護保険制度の見直しの動向について、資料1-1、資料1-2の説明をお願いする。

（介護保険課長） 私の方から、国における介護保険制度の見直しの動向について、資料1-1と1-2を用いて、ご説明させていただく。

【資料1-1、資料1-2について説明】

（委員長） ただいまの資料1-1、1-2の説明について、何かご質問、ご発言があれば

ばお願いする。

（委員） 今の1-1の7ページの（ウ）のその他のところで、「市町村は、適切な支援の検討を行うために、専門的知識を有する者等」というのがあるが、これは、今の包括支援センターの3人の専門家とまた違うのか。

（福祉施策調整担当課長） 現在、地域包括支援センターについては、主任ケアマネ、社会福祉士、保健師等の3職種による専門職を配置している。今回の、専門的知識を有する者については、医療や介護の専門的知識を持つ方となり、現在3職種と同じ資格の方も含まれるが、必ずしも同一人ではないと考えている。

なお、後ほど、案件2、案件3の中で、これについてご説明させていただきたい。

（委員） 資料1-1の7ページについて、先ほど説明があった市町村介護保険事業計画の、サービスの量、費用の額、保険料の水準。これは中長期的な推計を記載するよう努めることとあるが、これはいつ頃を目途に練馬区では明示するのか。

（介護保険課長） 最終的に区として決定するのは、来年の2月ぐらいである。3年前の保険料の設定でもそれぐらいの時期であった。

ただし、そこに至るまでの段階で、国から指針とかガイドラインが示され、それによると、こんな感じになりそうであるということは、この会議で報告させていただき、皆様のご意見を聞きたいと考えている。

ただ、区民の負担もお願いいなければいけないものなので、最終的には議会の判断も必要であり、きちんと固めた中味の提示は、1月の終わりか2月ぐらいになるとお考えいただきたい。

（委員長） 他にいかがか。ご発言が無いようなので、次の案件に進んでよろしいか。

（なし）

（委員長） それでは、案件の2である。

第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について。資料2-1、2-2、2-3のご説明をお願いする。

（福祉施策調整担当課長） それでは、資料2-1、2-2、2-3について、説明させていただく。

【資料2-1、資料2-2、資料2-3について説明】

（委員長） ただいまの資料2-1、2-2、2-3のご説明について、何かご発言があればお願いする。いかがか。

（委員） 資料2-1の4ページだが、虐待のことで、上から3行目の行政専管事項に関する業務と書いてあるが、虐待以外で、今まで区の本所が担っていた行政専管事項というものは、そのまま引き継がれるのか。

（福祉施策調整担当課長） 行政専管事項は、まさに行政処分として区が判断し、決定していくものなので、引き続き、区の職員が対応することとなる。

（委員） ということは、利用者の中で、大変対応が困難な事例があると思うのだが、それに苦慮して高齢者相談センターに事案を持ち込まれたケアマネさんたちを、今までのように区がちゃんとサポートしてもらえるのかどうか。

（福祉施策調整担当課長） 困難事例については、これまで支所から本所につないで、本所が対応してきたという経緯がある。

今後においても本所につないでいただくという流れになるが、その中で本人の意向が確認できず、行政として措置をするようなケースというのは行政専管事項に当たるので、それらの問題については、区の職員が対応させていただく。

（委員長） そのほか、いかがか。

（福祉施策調整担当課長） 説明が不足していたので、若干補わせていただく。ただいまご質問をいただいた「虐待の対応」と、「高齢者相談センター機能強化」の件であるが、まさに委託ということを出し出させていただいているところであるので、案件3の中でご議論いただきたいと思う。

この案件2の中では、項目2番の地域ケア会議の再編と、4番のセンターにおける医療面の対応強化の二つの項目を中心にご議論いただきたいと思う。どうぞよろしく願います。

（委員） 資料2-1の1ページだが、気軽に相談できる窓口ということが書いてあるが、普段からケアマネさんとか保健師さんと、親しくされている方以外の、例えば、これから介護をどうしようかという方にとっては、おいでくださいと言われても、なかなか難しいと思う。

年配の方も気軽に相談できるように、何か具体的対応を考えているのか。

（福祉施策調整担当課長） 気軽さと言うと、二つの面があるかと思う。一つは、身近な場所にあって行きやすいという利便性の面と、それから、心理的に相談しやすいという面である。

なかなか心理的に近いという関係については、関係性が構築できないと、その気軽さというものが出てこないということもあるので、そういう意味で申し上げると、最初は近いから行っていただくということがあるかと思う。その後、そうではなく、まずは区の方に直接相談した方が相談しやすいという方もあると思うので、区の福祉事務所などの窓口で相談に応じさせていただくこともあると思う。

そうした中で、身近な場所に高齢者相談センターがあるというご案内もさせていただき、何らかの機会に高齢者相談センターに行っていただくことで、少しずつ関係をつくっていただいて、気軽に相談できる関係を構築していただくということもあるかと思うので、双方の面において、さまざまな活動や広報を行って、関係づくりを支援していきたいと考えている。

（委員） それで良いと思うが、例えば、役所に行くとか、そういう形で新しい方に会うというのは、なかなか大変だと思うのだが、例えば、町会長さんとか、地区のそのような担当をやっている方へ啓蒙して、こういった場合はここへぜひという形で講習会か何かを開けば、もっとそれこそ気楽に相談できるのではないかと思うのだが、その辺はいかがか。

（福祉施策調整担当課長） ご指摘のとおり、日ごろ民生委員の方なども、高齢者の見守りをやっていたりしているケースもある。また、日ごろの近所づき合いの中で関わりを持たれている方もいらっしゃるかと思う。

そうした見守りや近所づき合いの中で困りごとが見つかって、相談につないでいくというケースもあろうかと思うので、まずは高齢者相談センターがここにあるということを知っていただいた上で、さまざまな人間関係も含めた中で、相談センターにつないでいただくようなことを考えていく。

（委員） この資料2-1の中に、高齢者相談センターの認知度はいまだに上がっていないということが言われているが、私はこれは当然だと思う。

例えば、私たちの地域に関しては、相談センターの窓口が3年おきに変わっているということで、なかなか住民の理解が得られないのではないかと思う。

せっかく顔が繋がったかなと思うと、「あれ、また変わってしまった」という感じで、どこに相談すればいいのか、だんだん中村橋支所については近づいてきて、皆さん利用しやすくなったのかなという思いはあるが、やっぱりかなり不便になった区域もある。

だから、その辺の相談センターと住民との密着性というのは、なかなか難しい現実があるのではないかと思っている。

（福祉施策調整担当課長） 今、お話をいただいた中村橋の関係であるが、この第5期計画において、3か所の支所を増設するということを謳い、その関係で、この練馬福祉事務所管轄においては桜台と中村橋の増設があった関係で、それぞれの支所の担当区域を見直した経緯がある。

そのため、変更があった方々については、一部、すぐに受け入れなかった、または不便を感じたという声があったと聞いている。

先ほどの2ページの1番の冒頭で説明させていただいたが、1支所当たりおおむね6,000人という人数の中で支所を増設してきたことになっているが、今後、高齢者人口は、ほぼ横ばいで推移していくということで、現時点では新たに支所を増設する必要性は極めて低いと考えている。

そういう意味では、既存の10月1日に開設する25支所の体制をもって、基盤整備ができたと考えることができれば、この先は支所の担当区域を変更することなく、長く担当する支所と関わりを持っていただくことができると思っている。

もちろん、管轄区域の中で近い遠いというのはあるかと思うが、例えば、よりあいひろばの開催場所については、支所によっては少しエリアの中で場所を変えるなどして、通いやすい場所で開催するといった工夫もしているので、そうした形で、高齢者の方々に不便をおかけすることのないような、今度は運営の方を強化しながら、地域包括ケアシステムを実現していきたいと考えている。

（委員） ぜひそうしていただきたいと思う。これ以上の改編がないように願います。

（委員） 高齢者相談センターなのだが、板橋区では「おとセン」という名前で、すごく広く知られているので、高齢者の問題とか、ちょっと困ったことがあったら、すぐに「おとセン」という、そういう部分をもっともっと練馬区でも広めていただき、逆に、管轄ではないが家から近いからというところで、管轄ではないところの相談センターに行きたいというお年寄りも、地域性の部分でかなりあると思う。

その辺を、「いいですよ、そこからつながりますから」としてもらって、地域というものを余り厳格にしないで、お年寄りが気軽に相談できるというものを、もっともっとアピールしてもらって、お年寄りとお年寄りにまつわる相談事を高齢者センターが担っているのだ、やってくれるよというものをもっともっと打ち出していきたいと思う。

そうでないと、どこへ行っていいかわからないし、行ってもよくわからないしというので敬遠されたのでは、せっかくの高齢者相談センターがもったいないと思う。よろしく願います。

（福祉施策調整担当課長） 大変有意義なご意見をいただき感謝する。

この管轄区域については、高齢者の方々をそこで縛るという意味合いは、それほど持っていないという面もある。

むしろ、センターの職員が見守りをするとか、何か事業を行うときの管轄区域という意味合いの方を前面に持っているものである。

そのため、先ほどの再編の話とも関わりがあるが、再編した後であっても、再編する前の、以前から通っていたセンターと、引き続き、よりあいひろば事業などに参加していきたいという高齢者の方がいたときには、「どうぞご参加ください」と、お声掛けさせていただいている経緯もあるので、相談するには近い方がいいという方がいらっしゃるのであれば、そちらの近い方に相談に行ってくださいこともできるかと思う。そのあたりも、もう少し柔軟な対応ができるようにセンターとも話を進めていながら、高齢者の皆さんに不便をかけないような事業運営をしていくように考えていきたいと思う。

（委員） 重ねて言うようなことになるのだが、ぜひ地域の高齢者が行けるような包括支援センター、高齢者相談センターというものをつくっていただきたいと思う。

光が丘も、ご多分に漏れず、いろいろと担当地域が変わったのだが、包括の方での言葉として、「今度、担当地域が変わりました」というような言い方をしている。もちろん今まで来ていた人も来ていいのだがという、つけ足し的なものである。

それから、高松支所に関しては、お隣の北原とか谷原の人たちにも声をかけて、その人たちが石神井まで不便なバスを使っていくよりも、お隣で行けるような、ぜひそういうPRの仕方とか、やり方をやっていただきたいと思う。

そこは、福祉事務所の管轄が多分違うのだと思うのだが、そこは若い福祉事務所の方が動いて、お年寄りがそんなに動かなくて済むような形をぜひとっていただきたいと思う。

それから、この間の民協のときに、支所の住所が違っているのか、合っているのか、よくわからないのだが、大泉二丁目の支所の担当地域が、富士見台と谷原の方だというあれがあった。それも、なぜそうなるのか私たちにはよく理解できないので、地域の方が、本当に、あそこへ行けばいいのだと思えるような形にさせていただきたいと思う。

（福祉施策調整担当課長） これから、ますます高齢化が進んでいく中で、高齢者相談センターに対する、今、期待と励ましのお言葉をいただいたと思っている。

ただいま、大泉町二丁目の、ゆめの木のお話をいただいたわけなのだが、管轄区域が谷原や石神井ということで、管轄区域の中に、ゆめの木の高齢者相談センターがないということであるが、これについては、高齢者相談センターの設置を進める中で、従前からゆめの木があった場所を前提に管轄区域を決めさせていただいた経緯があった。

大泉町2丁目にお住まいの方は、逆にそこから少し離れた、やすらぎミラージュという高齢者相談センターの管轄区域の中にいらっしゃるということになっており、大泉町2丁目の方が、ゆめの木と相談できないのかということもあろうかと思う。

それから、ゆめの木が谷原や石神井町の方の管轄区域を持っているが、そこからゆめの木に通っていただくのかというご心配の声もあろうかと思う。

ゆめの木の方は、先ほど申し上げたように、よりあいひろばなどは、管轄区域の中の地域集会所などの場所を使って開催するようにしており、高齢者の方々に実際に足を運んでいただくようなことについては、管轄区域内で開催するように努めている。そのため、ゆ

めの木に頻繁に来ていただくといったことは、必ずしもないと考えている。むしろ、ゆめの木の職員が地域の方に出ていくという形が基本になっているかと思う。

そうした工夫をしているところであるが、全体としては高齢者に不便のないように、もっと相談しやすいようにというお言葉だと思うので、我々もいろんな問題を解決しながら、ご期待に応えていきたいと思う。

（委員長） そのほかにいかがか。

（委員） 資料2-1の2ページのところだが、高齢者相談センターの機能強化というところの下の方に、「ボランティアを希望する高齢者の社会参加を支援するサービス提供体制の充実を図っていく」。

今、介護職員が非常に大変なときというか、人手不足みたいになっているし、それから、社会資源として、高齢者のお元気な方にやっていただけるとするのは非常に良いことだと思うが、具体的に、どのようなイメージでそれを考えているのか。

（福祉施策調整担当課長） 現在、高齢者は15万人いらっしゃるのだが、介護認定を受けていらっしゃる方が4万人で、残り11万人の方が、特に介護の認定等がなく、元気な高齢者かと思っている。

その中で、区としては、練馬の区民大学のような事業を設けて、勉強する機会をご提供させていただいたりしているので、その中で、さまざまなボランティア活動の希望がある高齢者の方がいらっしゃったときには、具体的にボランティアを提供している団体、あるいはボランティア活動に参加する団体というところをご紹介しつつ、希望するボランティア活動と団体とをマッチングさせていただくなど、高齢者の方が活躍したい場の提供というものを紹介することを考えている。

そのために、生活支援サービスというか体制を整えるための支援員というものも設置する方向で考えている。

（委員） まだまだ伸びしろというか、我々もそうなるけど、元気な方は、やっぱり社会の役に立ちたいとか、基本的にそう思っているんで、どんどんお願いして、やっていただければと思う。お願いします。

（委員） よりあい会とか、それから、年に4回ほどやっている体操教室とか音楽会とか、そういうものがあるのだが、あれをもう少し充実させるような方向でやっていただきたいと思う。

というのは、例えば、関わる人、音楽をやってくださる人を探すのに、別に専門家で本当に高い人を連れて来いとは言わないのだが、安い出演料というか、協力費でやっていただけの人を探すことがとても大変だったり、結局同じ人にいつもお願いしてしまうとか、そういうプログラムをもっと工夫できるような、そういう意味でも包括の方で充実した形がとれるような方法をとっていただきたい。

（福祉施策調整担当課長） 直接的なお答えになるかどうか分からないが、例えば、介護予防事業の関係で、さまざまな筋力向上のトレーニングとか、教室を開催している。

その中で、希望するけれども抽せんを外れてしまって参加できないといった教室もある。それらの教室については、もう少し参加しやすくなるようにできないかといったご意見は、介護保険運営協議会の中でもいただいているところであり、我々としても、できるだけ多くの方が参加できるように工夫する方向で、現在、第6期計画の検討の中で、検討をさせ

ていただいているところである。

（委員） 高齢者相談センターにおける医療面の対応強化について、こういう項目をつくっていただいて、医療・介護連携推進委員の配置をすることは非常に良いことだと思う。

従来、在宅療養相談窓口がつくられたのだが、実は、どういう人が相談に行っているかというのを見ると、区民からの利用はあるのだが、お医者さんからの相談というのは、ほとんどゼロである。

要するに、区がやられている事業というのは、ほとんど医者や医師会は知っていないという実態があり、これだけのものをつくるのであれば、ぜひ医師会にもう少し働きかけていただいて、もちろん、実はお話を伺っているのだが、もう少し連携を強化して、実際にやらないと、せっかくやったのに絵に描いた餅に終わってしまうので、多様な計画を立てているのはわかっているのだが、ぜひ今までの反省を踏まえて、対応の強化を、ぜひ医師会ともう少し密接な連携をとっていただけるようお願いしたいと思う。

（福祉施策調整担当課長） 今、在宅療養の相談窓口の件でお話があった。

今、委員からお話があったとおり、ケアマネジャーさんであったりご家族の方からと、医療の関係者の方々のところにも、もちろんご案内、ご紹介をさせていただいたが、まだまだ十分ではなかったというところは確かにあろうかと思う。

そういった反省点を踏まえながら、この第6期計画でも、やはり今まで以上のスタッフの体制であったり、医師会様の方も、医療連携センターのところにより力を入れていこうということで、そしてまた、それぞれの連携の部分もより深めていこうというお話をいただいているので、そういった方向に向けて取り組んでいきたいと思う。

（委員長） そろそろ案件2を終わりたいと思うが、何かご発言のある方はいらっしゃるか。

（委員） 利用者の家族として、ぜひお願いしたいことが2点ある。

一点は、まず利用者がそこに行って、ちゃんと話ができるかということ、手続ができるかということである。

相談はできても、手続はどこそこへ行ってください、介護はこちら、医療はこちら、難病、それから障害はこちらと、全然窓口が違う。そうすると、相談しても、そこで止まってしまって、実際には申請がない、窓口に行かないということがあり得るので、ぜひここで、相談センターも兼ねてやるのであれば、そこで手続も全て行えるようにしてほしい。

特に、家族として時間がない人も多いので、相談と手続が一体となった方が一番利用しやすいので、ぜひそれを考えていただきたいと思う。

私の方は、近くに住んでいるので、すぐ区役所の窓口へ行けるのだが、窓口に来て、介護、医療、全部違う。あるときは同じ組織でありながら、「話が行っています」といって、実際に窓口に行ったところ、一つの申請をするのに3回も窓口に行かなければいけなかった。それも簡単な添付する書類が必要だったということは何も知らなかったということと、行ったときに、「書類の不備です。訂正してください」ということで、3回行かなければいけなかった。同じ組織でありながら、どうしてこういうことが起こるのか。

これが一般企業であれば、窓口として失格である。アウトである。こういうことが実際に行われていて、ほかの方に聞いてみたら、「それが当たり前」、「よくあること」と言

われたのである。

練馬区でこういう、高齢者に良いと言われていながら、こういうことが実際にあったので、ぜひそういうことがないようにしていただきたいということと、それからもう一点なのだが、ここに書かれている高齢者相談センターの認知度が余りないということは、口コミでも伝わっていないのではないかと思う。

悪い口コミは、あっという間に広がる。良い口コミは広がらないということは、利用した方が、ある程度、行っても何もならなかったのではないかと思う。もしこれで相談して、「あそこは良かったよ」、「あそこに相談すれば何でも解決してくれる」ということがあれば、これは利用者の方とか家族の方とかは連携があるので、口コミで広がる。いろいろな情報発信はされていると思うのだが、ぜひ口コミの力をもう少し利用していただきたいと思う。

あと、ケアマネさんは一番身近にいるのだが、ケアマネさんの情報量が少ない。一番情報量が多かったのは、実は介護タクシーで、いろいろと回っている方は、練馬区も知っているし、中野区も知っているし、杉並区も知っているということで、実は介護タクシーの運転をしている方が、一番、介護制度であるとか医療関係とか、あそこの病院は良いというのがあったので、ぜひそれを、なるべく利用者に伝えるようにしていただきたいと思う。

あと、医療関係の方で、今、医師会の方と言われたのだが、実際に利用していて、練馬区の医療を、私は余り利用していなかった。介護の訪問歯科であるとか、訪問医療とか、療養型の病院を使っているのだが、それは全て区外である。練馬区では全然情報が無かった。全て、いろんなところから情報を得て、結局、区外の医療を活用している。

これは、練馬区の資源としては、とても利用する人も不幸であり、提供する人にも不幸なことではないかなと思う。

（福祉施策調整担当課長） 四つほどご意見をいただいた。まず、一つ目の、窓口のワンストップ化というご意見である。実際に、例えば、介護保険法令の中では、高齢者の方が介護の認定を受けたいときには包括支援センターがその手続を代行するという規定があり、そういう意味でいうと、高齢者自らが手続できない場合に、あらかじめ法令の中で代行することを前提にしている部分がある。

そういう意味でいうと、介護の方については、一定代行しているとも考えることもできるわけであるが、一方、介護以外のところは法令の規定がないので、代行手続はしていないという面もある。

一方、全ての窓口に関わる内容を、1か所で同じ職員が対応できるかとなると、例として挙げられた医療や難病の支援ということになると、非常に、その奥に複雑なものが横たわっていることがある。そのため、やはりある程度専門性の必要なものについては、専門的に対応できる窓口の職員が関わらざるを得ないということが実態としてある場合もある。

そのため、ワンストップ化できるところは、最大限ワンストップ化に向けた取り組みを進めているところであるが、ある程度分業しなければならない点については、ご理解いただく点もあろうかと思う。

二つ目に、高齢者相談センターの認知度の問題であるが、特に情報源として口コミというご提案をいただいた。確かに、高齢者は、ITの利用よりは、口コミの方が情報源になるケースもあろうかと思う。どれだけ多くの口と接するかということもあるかと思うの

だが、口コミの効果というのは非常に高いものと認識しているので、日ごろから関わりのある近隣住民の方、民生委員の方等を通じてお伝えできればというふうに思っている。

それから、3点目のケアマネの情報量であるが、一方で介護タクシーの方が非常に情報をお持ちだったということである。

これらについて、情報としては個人に依存することなく、制度的にきちんと提供できる体制を整える必要があるかと思う。介護タクシーの方、全ての運転手の方が詳しいかどうかということになると、ここは保証のないところかと思うので、私どもとしては、ケアマネジャーがしっかりと情報量を豊かに持って、適切にその方に情報提供していくということが制度的に求められているところかと思う。

地域ケア会議の充実を図りながら、ネットワークを構築するとともに、その方に必要な情報を適時適切に提供するという体制を確保することが必要と思っているので、これまでも取り組んできているが、これまで以上に、これからもその点については強化させていただきたいと思う。

最後に、医療の利用と、その利用をするに当たって情報源となった点というところの話であったが、練馬区の医療もしっかり使っていただけるように、私どもとしては地域医療課とも連携をしながら、練馬区の医療の情報提供をしっかり行っていきたいと思う。

（委員長） それでは、案件の3の方に移る。

案件の3、高齢者相談センターの体制についてということで、資料3-1、3-2、3-3の説明について、福祉施策調整担当課長、お願いします。

（福祉施策調整担当課長） それでは、資料3-1、3-2、3-3について、説明させていただきます。

【資料3-1、資料3-2、資料3-3について説明】

（委員長） それでは、資料3-1、3-2、3-3のことについて、ご意見あるいはご発言のある委員の方はお願いします。

（委員） ただいまご説明があった資料3-2なのだが、4ページ、5ページ、直営のメリット、それからデメリットということが書いてあり、非常にこれは複雑。文章になっているので、ちょっとわかりにくいかなという気がして、それでご説明を聞いたところ、直営のメリット、それからデメリットの、特にデメリットは、直営する場合のデメリットというよりも、もはや直営できないというような内容ではないか。

したがって、これは直営するのはメリットがあり、デメリットはないのだが、社会情勢、それから人員、職員配置の面で、直営でできないというふうにした方がわかりやすいと思うのだが、いかがか。

それから、委託後の対応で、委託のデメリットがないのだが、委託はもう大体メリットと考えてよいのか。以上、2点である。

（福祉施策調整担当課長） 資料がわかりにくいということで、わかりやすくするために、直営を維持することはもう難しいと言ってはどうかというお話である。

今、ご理解いただいたと言っていいのかどうかかわからないが、ご発言いただいたとおり、私どもとすると、平成18年から平成26年度まで、さまざまな工夫をして、直営を維持するよう努めてきたが、実際、平成27年度以降、4所全てを直営で維持するのは、ほぼできない状況であるというふうに考えているので、あとは資料の作り方をどうするかについて

は、もう少しわかりやすくなるよう検討させていただきたいと思う。

そして、委託後のデメリットということであるが、意図的に資料を作らなかったということではない。では、デメリットは無いのかというふうに聞かれると、前回の協議会の中でご議論いただいたとおり、本当に公平・中立な運営が確保できるのかとか、支所との関係はどうなるのかといった点があろうかと思う。

それらについては、先ほど説明させていただいたとおり、当然、私どもが本所の受託事業者をバックアップしながら、公平・中立な運営を支援するという事、また、支所との関係についても、適切に連絡会議等を開催して、しっかりとした関係をつくり上げていくという努力をしていきたいと思っており、あわせて、この運営協議会において評価等をしていただくことにより、その仕組みにより公平・中立な運営を確保していくという形を考えている。

あとは運営の中で、しっかりと事業者と連絡をとりながら、実際に経験を積み上げていく必要があるかと思うので、委託することのデメリットについては、この直営のメリットの堅持と、直営のデメリットの解消の中、あるいは、先ほどの包括運営協議会との関係の中で、ほぼ解消策を書かせていただいているというふうな資料のつくりになっている。

（委員） ちょっと補足したいのだが、これは直営のデメリットと書かない方が良いのではないかというのが私の考えである。というのは、直営というのは、デメリットはあるだろうが、メリットが非常に多いのだけれども、もはやそうではないと書いた方が、練馬区にとっても良いのではないかなと思っており、直営のデメリットと書いてしまうと、直営することに本当にデメリットがあるのだという誤解を生じるというふうに思ったからである。以上である。

（福祉施策調整担当課長） ご指摘いただき、感謝する。上のメリットと対比する形でデメリットという言葉を使ってしまったかもわからないため、その表現については、誤解のないように整理させていただきたいと思う。

（委員） 資料3-2の4ページのところの、虐待のところなのだが、行政の初動が直ちに必要な場合というのは、これはどなたが判断するのか。ケアマネさんや何かどこに連絡するのか、スムーズに、そうするとつながるかとか、その辺を教えていただきたいことと、あと、結構、いろいろと大変なことというのは土日にかかることが多いのだが、その場合は、今後どのように対応してくださるのかを教えていただきたい。

（福祉施策調整担当課長） 行政の初動が直ちに必要な場合であるが、平日・日中については、支所から福祉事務所に現在連絡が入っている。それを受けて、福祉事務所職員が直ちに対応しているという形をとっている。これらについては、委託後においても、本所は高齢者支援係と同じ場所で勤務する形になっているので、現在の体制は維持できるものと考えている。

一方、ご心配される点は、土日・夜間の対応かと思う。これについては、緊急通報ダイヤルというものを26年4月1日から開設し、そのダイヤル番号については、『こんにちは』という高齢者相談センターのパンフレットに掲載したり、ホームページなどに掲載して公表させていただいているところである。

4月には、このダイヤルが36件ご利用いただいたということもあり、その中で、虐待通報などがあつた場合には、直ちに緊急連絡網により区の職員もしくは管理職につながる仕

組みになっている。緊急通報を受けた区の職員は、その内容によって必要な初動体制をとるといふ仕組みになっている。

（委員） 3-2の2ページ目で、左下の方にある包括的・継続的ケアマネジメント業務で、3つの推進策があり、新たにすることなのだが、これはいずれも、こういう推進員というのはどういう位置づけになるのか。つまり、例えば区で募集して講習するとか、具体的なやり方である。どうのことを考えているのか、教えていただきたい。

（福祉施策調整担当課長） 地域包括支援センターに新たに追加される在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、生活支援・介護予防の推進であるが、これは1ページにお戻りいただくと、まさに今回の介護保険法改正の中で新たに法定化される事業となるものである。

具体的には、今、併設支所に置かれている在宅療養窓口を本所に移設し、退院後、在宅で生活される方に対する退院支援、あるいは介護が必要な方に対するケアマネジャーとのつながりを進めていくことであるとか、認知症の高齢者を抱えていらっしゃるご家族からの相談に対して、専門性を持って早期の治療を勧めさせていただくとか、家族の負担が軽減できるような対策を紹介させていただくといったようなこと。また、生活支援・介護予防の推進に関する生活支援サービス体制は、先ほどご議論いただいた元気高齢者の方がボランティア活動をしたいとお考えになったときに、ボランティア団体を紹介するなどして、その元気を地域貢献のために発揮していただくというような形で紹介していくといったことを考えている。

（委員） そうすると、例えば生活支援コーディネーターという、具体的な、例えば認知症サポートみたいな資格というか、そういうことではなくて、そういうボランティア団体を紹介するというような意味合いなのか。具体的なコーディネーターと言っている、どうやって募集をするのかということなのだが。

（福祉施策調整担当課長） 今お話しいただいたとおり、生活支援コーディネーターについては、ボランティアを希望する高齢者の方に対し、ボランティアを行っている団体等を紹介して、例えば清掃であるとか、緑の保護であるとか、子どもたちの安全確保であるといったような、地域のさまざまな活動に参加していただく。あるいは防災活動とか、そういったものが出てくるかと思っている。

（委員長） 委員、いかがか。

（委員） ああ、そうですかという。もっと具体的に突っ込んでやるのかと思っていた。

（委員） 今、ボランティアの紹介とか、生活支援コーディネーターの仕事の一つなのかもしないが、もう少し、高齢の元気な方が増えているので、やっぱりそういう方が70歳まで仕事をやられるみたいな話も最近出ているが、できる方は。

元気な高齢者を、もう少し社会貢献をするようなことを、単にボランティアを紹介するとか、そういう陳腐なことではなくて、もっと体系的にこの介護保険の中に組み込んでいくということが必要なのではないかと。

その辺の発想が非常に足りなくて、よその自治体とかでは、そういうようなことも結構やられているというふうに聞いている。したがって、地域支援事業や、もっといろんなものに活用することを、もう少し具体的に考えていただけないか。

それが、高齢者で非常に元気な高齢者がいるにも関わらず、働く場所もない、実際はそ

うという方々がごろごろしていればボケにもつながっていくし、認知症の進行にもつながるということを考えれば、その方たちを活用したり、生きがいつくりという側面もあるし、認知症予防にもつながるという面もあると思う。

そういう元気高齢者をもう少し体系的に使うようなことができないかということも、もう少し正面から取り組んでいただけないか。

（福祉施策調整担当課長） 高齢者のボランティアに合わせて、就労といった場の提供の話も今いただいた。

実際、高齢者の中には、仕事を続けて、自分の働きに対する報酬を得て、生きがいを得ていきたいという方もいらっしゃる。そういう方々については、現在、ハローワークとも連携しながら、高齢者の就労支援などを行うこともあるが、今回のこの生活支援・介護予防の推進という議論の中で、就労の支援というところまでの議論は、現時点においては出ていないと認識している。

ただ、私の方の説明で、ボランティアを希望する高齢者の方々を、そうしたボランティア活動の場につないでいくというお話ししかしてないが、一方で、そういうボランティアの場をしっかりと開発するというのも、多様な担い手による生活支援、通いの場の提供という意味では、必要なことかと思うので、そうした場の提供という側面についての取り組みというものは、区として関わりのあるところだと考えている。

働きというところには直接結びつかないとは思いますが、なるべく多くの方に場が提供できるような取り組みということも進めてまいりたいと考えている。

（委員） 今の関連のことなのだが、専門職を非常に重視していて、資格を持っている職員をいろいろ置いていくというような傾向がいろんなところで見られるのだが、専門職を持ってリタイアした人、65歳以上の人とか、70歳ぐらいまでお仕事をしていたりもいらっしゃるのだが、例えば看護師さんにしても、保育関係の人にしても、医療関係の人にしても、そういう方たちをもっと積極的に、区として集めて新しい事業を考えていくとか、そういうような、医療だとか、福祉だとか、介護だとか、そういうものだけではなくても、専門職としてやっていたりした方々の活用というものをもっともっと広げていっていただけたらと思う。

というのは、単に65歳以上の方を、地域にボランティア活動をというふうにして私たちも思っていたのだが、意外と65歳以上はあまり地域でボランティアをやろうみたいな気がない。期待外れで、みんな自分の趣味の方に走っていつてしまっているような感じで、なかなかそういう人たちが地域で活動してくれているということが今はなかなか見られない状態である。

したがって、その人たちが持っている技術を生かせるようなものを、もっと積極的に構築していつてほしいなと思う。

（福祉施策調整担当課長） 今お話しいただいたとおり、特に医療・介護分野における専門職の方については、現実には人材不足であり、70歳以上の方でも応募すると採用されているケースというのが、練馬区の、例えば特別養護老人ホームの中でも見受けられる。

そのため、現在、医療・介護に携わっている専門職の方については、比較的年齢が高くても、本人の希望があれば、本人の働き方に合わせた雇用先を得ることができているという部分もあろうかと思う。

一方、今お話しいただいたとおり、70歳や、あるいはそれを超える年齢の方であっても、働く意欲のある方について、働く場所が得られるようにという支援の必要というのはあるかと思う。国も現在、70歳の方まで雇用する職場について、表彰する制度の検討をしているところでもあるので、我々としても、そういった国の動きを見ながら、専門性のある方については、就労の意欲があれば年齢に関わりなく働けるような支援ができるかどうかについて、しっかり検討させていただきたいと思う。

（委員） 確認というか、ちょっと聞きたいのだが。

先ほど虐待48時間というところの中で、緊急通報ダイヤルというのがあるという、土日に、例えば行方不明になってしまった方の緊急ダイヤルというの、こういう形よろしいか。

もちろん警察とか、そういうところにも連絡すると思うが、最近のマスコミなんかでは、何百人も行方不明になっているという話を聞いて、これは人権問題というか、結構、どこかへ行ってわからなくなって、それ切りになってしまう場合も結構あるみたいなのだが、その辺の緊急通報、あるいは区外の事業所に知らしめる、こういう方がいないとか、そういうネットワーク的なものというのは、今後、どういうふう考えているのか。

（光が丘総合福祉事務所長） 今、私が福祉事務所長であるため、例えばの場合、土日とか夜間にご連絡をいただいたりということも実際あるところなのだが、行方不明の方のお話は、今までの議論とはまた少し違うところで、大きな問題である。

区民の方であったり、事業所の方から、高齢者の方が行方不明なのだというお話をいただいた際には、早速、区内の関係部署であったり、事業所というところと情報をやりとりしながら。ただ、広い意味での一義的な捜索という部分は、やはり警察の力に頼らざるを得ないところがあり、そこの連携であったり、情報共有というのが、今、一義的に、第一にやっているところである。

幸いにして、私どもの方にご連絡いただいて、今、行方不明なのだけれどもという方々は、1時間、2時間で見つかるわけでは決してないが、半日であったり、翌日であったりということで、必ず、どこそで発見された、保護されたということで、今までは不幸な事件には至らずということである。ただ、それ以外の部分だとか、これから増えてくるところというところについては、今の仕組みをどのように充実させるのかとかという部分は、引き続き考えていかなければならないかなと感じているところである。

（委員） 今は、現実に支所というのが包括支援センターが地域にあるのだが、そこの、民間同士の連携みたいなものになると思うのだが、どのように区が入ったり、区との関係をつくったり、あるいは相談センターと包括との関係については、どういうふうなイメージというか、考えを持っているのか。

今までに、こういう事業というのが、大体、高齢化になってきてから始まったことなので、余りモデルケースみたいなものは無いとは思っているのだが、どのようなイメージをつくれば良いか。

（福祉施策調整担当課長） 全国の自治体を見回してみると、やはり本所・支所という、私どもと同じ体制を構築している自治体がある。本所・支所ともに委託している自治体も、その中にはある。その中身を参考にさせていただくと、やはり本所には本所としての役割を含めた業務委託という形になっている。そのため、支所に対する統括ということが業務

の中身に含まれている。ただ、これは受託する事業者に対して、その役割も含めた業務委託になっているが、支所については、契約上の拘束を受けないということになる。

したがって、私どもとすると、本所を業務委託するに当たっては、その趣旨や、その後の関係、関わりについて、支所の方々に丁寧に説明しながら、委託後であっても、今までの直営と同じような関わりをしていただけるように、丁寧に説明していく必要があると思っている。

その中で、関係を構築するために、地域ケア会議などを使った連絡会議を開催して、コミュニケーションを図りながら関係構築に努めていきたいと考えている。

ただ、当事者同士、あるいはそれをバックアップする区の支援だけでは、その仕組みを構築するのに十分ではないと考えているので、国が示す、あるいは介護保険法施行規則に定められているとおり、包括センターの運営協議会にチェック機関としての役割を担っていただき、委託後においても、これまでと同様に円滑な関係が構築できているかどうか、評価していただきたいと考えているところである。

（委員） 一つ確認させていただきたいと思う。委託にしたときに、一番、今と変わって気をつけなければいけないというところは、多分、運営の公正と中立性の確保というところになってくると思う。

そのために、地域包括支援センターの運営協議会の方が、役割の一つとして、その運営を見ていくというか、そういうようなところを確認していくというところが資料の方に載っており、具体的に、3-1の5ページの方に、こういうところを気をつけて見てほしいというところまで挙げていただいているが、例えば公平・中立性が保たれていないというふうと考えられた場合には、どのように対応していただくのか。

多分、イメージ図の裏の方を見ると、基幹型の練馬総合福祉事務所の方が、総合調整とか指導のようなところで役割を担われるのかなと思うのだが、具体的にはどのような対策を考えているのか。

また、権限と言ったら変だが、どの程度のもの、影響力というか、そういうものがあって改善されるというふうを考えているのか、ちょっと教えていただきたいと思う。お願いします。

（福祉施策調整担当課長） 今お話をいただいた点、公平・中立な運営を確保するということであるが、まさに包括的支援事業、この事業の方針というものを区が定めていくわけであるが、方針の中に、当然のこと、センターの運営に当たっては「適切かつ公平・中立」という文言が入ってくる。

それを契約の文言の中にしっかり埋め込み、公平・中立を契約の中で担保していくということになる。

もし、契約どおり公平・中立な運営がなされていないならば、契約の中で、我々としては公平・中立な運営が行われるよう相手方に求めていくということになるが、その度合いがどの程度なのか、あるいは直ちに改善されるのか、されないのかといった経緯を見ながら、契約どおり履行されていれば、そのまま契約は継続されると思うが、過度に契約違反というようなことが見受けられていると、契約そのものを見直していかなければならないという事態にはなろうかと思う。

それらについては、やはり契約を前提に、契約の履行状況で確認していく、そして計画

の中で相手方に求めていくということが、この中では想定されている。

（委員） とても抽象的で、実際になったときに、それは線引きをどういうふうにするのかとか、ちょっとよくわからないのだが、住民としては、先ほど包括をもっと親しみやすくというお話があったのだが、せつかく親しくなったところが、本所との関係で無くなってしまったり、変わってしまったりとかと、住民が良い関係をつくっていく上で、企業としてのぎくしゃくしたものが住民に変にはね返ってくるというのが一番危惧されるころなのだが、公正だとか、そういうものを、どこにラインを決めていただくか。

住民に対して、どういうことがあった場合には注意をする、あるいは指導をする、さらにその先をするとか、そういうところのラインもきちんと検証していただけたらと思う。

（福祉施策調整担当課長） もっと具体的に線引きできる基準をというお話である。先ほどの資料3-1の4ページの5番で書かせていただいた部分にもかかわるところであるが、私どもとしては、委託する際、（2）として、センターの行う業務に係る方針というものを定めていく。その方針自体にも、この運営協議会において、適切かどうかご意見をいただく。

そして、（3）では、その方針に基づく評価基準というものも定めることとなっている。この評価基準が、まさに具体性を持った線引きの根拠となってくるものだと思っている。

そして、その評価基準とあわせて、5ページに記載した、アからサのような内容も勘案されるものと思っている。そして、これらの評価基準というものは、直接関わりを持つのが受託事業者ということになっているが、この基準に基づいて、しっかり受託事業者が運営しているということが確認されれば、間接的に住民サービスも適切に行われているものというふうに見ることができると考えている。

一方、逆に住民から何か苦情があれば、それはセンターが適切に運営できていないというふうに判断する材料にもなってくるかとも思っている。

私どもとしては、本所を委託した後であっても、本所と支所の関係がこれまで以上に発展するようというふうを考えており、区民の方々に不利益や不便をおかけすることのないように考えていきたいと思っているので、その具体的なクオリティーコントロールとか、そういう質的な確保については、評価基準を定める中で、しっかりと見きわめていくということを考えている。

（福祉部長 高齢社会対策課長事務取扱） 委員の皆様がおっしゃる高齢者相談センターというのは、支所の方だと思う。

言うまでもないが、ケアマネジャーがケアプランをつくって供給されているのは、介護保険サービスのみである。ところが、要介護高齢者の方というのは、介護保険サービスで全て解決がなされているわけではなくて、医療も非常に重要であり、住まい方とか街のつくりも、いざ介護が必要になったときの暮らしにくさは、さまざまなものが、その方にかかってくる。

生活をトータルに見て、要介護の状態になられた方の暮らしにくさというものを解消するということが最終的には必要なことだと思う。それを、トータルに考えていく仕組みが、多分、厚生労働省が言う地域包括ケアシステムということだと思う。

それを実現していくために、先ほど来、福祉施策調整担当課長が説明しているのは、本所の機能を充実させて、地域ケア会議や個別会議を活用しての支所への働きかけを強くし

ていくことである。支所の働きというものも、もっと高めていく必要があるというご指摘をいただいているのだろうと思う。

（委員） こういうような委託によって、運営協議会の役割というのは、非常に、チェックをする意味で重要になるわけだと思うのだが、実際は、運営協議会というのは、不定期というか、ほぼ定期的が開かれているが、2時間とかの時間で、みんなばらばらになって帰っていくわけなので、実際にきちっとした、それが本当に評価されているかどうかというのをちゃんと評価して、定期的にこの会に、それぞれの委託した事業所がきちっと適正にやっているかどうかというのを、ちゃんとレポート的に必ず毎回報告するようなことというのが行われていないと、やはり問題が起こってしまう可能性があると思う。

そういうようなことが、具体的に、紙には書いてあるが、それがちゃんとこの運営協議会に上がってくるようなことは考えているのか。それもぜひ聞かせていただけたらと思う。

（福祉施策調整担当課長） 資料3-1の4ページの5の（3）に関わるところかと思う。

②の中で、事業が適切に実施されているかどうか、必要な基準を作成した上で、定期的に、または必要なときに評価するというふうになっている。

その定期的に行う評価であるが、今、この会が開催されるたびに、毎回評価してはどうかといったご意見だとすれば、そのあり方について、この運営協議会の中でご議論いただき、開催するたびに何らかの報告を求め、その都度、例えば四半期に1回評価するというような形をとるということであれば、その考え方に沿って仕様書の方を作成させていただくということになっていく。

この（2）に規定されている方針、そして、（3）で作成する評価基準については、まずは方針からの検討になっていくので、早ければ次回のこの運営協議会において、方針案をお示しさせていただきたいと思っている。

その上で、方針が定まったら、評価基準、またはその評価の時期についても、ご検討いただく場を設けさせていただく形になるため、今年度、募集を行う前までには、この形について協議をいただき、整理させていただきたいと思っている。よろしく願います。

（委員） 本所と、それから支所の関係において、よその区は、本所・支所ではなくて、全部委託で高齢者包括支援センターになっているが、なぜ練馬区は、本所という行政を残して、なおかつサテライト方式になったかという経緯から考えて、その関係性と、区民が心配しているところの行政に対する期待というものと合わせ持ったものが、今回の本所と支所の形で、本所が直営であるという安心感があったと思う。

丸投げで、民間だったらいろんなことをするにも限界があるというのを、行政が関わってくれているから、ここまでやってもらえとか、行政だから、逆に介護保険以外のサービスにもつなげてくれる、いわゆる福祉事務所の役割もしてくれると、そういう安心感を持ってこれをつくられたと思うのだが、その辺のところ、具体性が全然今まで見えてこなかったのと、活動内容と、今度は、委託するけれども、ここは確保していますよという部分と、それからここは安心してくださいねとか、行政がここまでやりますよという部分が区民としては欲しいわけである。

その辺をきちっと、福祉事務所との関係も合わせて、もしできれば、そのうちで結構なので、何らかの形でお示しいただければ、区民としては安心できるかと思う。よろしく願います。

（委員） 本所が、役割として支所への統括というようなことがあったのだが、支所の声というものをぜひ吸い上げる方法も、どこかできちんととってほしいと思う。

例えば、本所を選ぶときに1票ぐらい持っているぐらい。ただ、どこか知らないけれども、どこかが決まって、私たちはその下で働くのよという関係性ではなくて、やっぱり地域の中で、しっかりと現場を踏んでいる人たちの意見がちゃんと言えるような関係づくりみたいなものもつくっていきけるような、支所の人たちも生き生きと、しっかりと働いていただけるようなシステムづくりみたいなものも、ぜひ考えていただきたいと思う。

（福祉施策調整担当課長） お2人の声については、しっかり受けとめさせていただく。私どもとしては、平成18年から地域包括支援センターを構築してきて、本所と支所が一体となって地域包括ケアシステムを構築してきたという自負がある。その中で、社会福祉法人が担ってきた支所というものは、これまでの運営を通じて実績が積み重ねられてきており、その対応力については向上してきているものと認識している。

委託だからだめだとかという声を直接いただいたことはない。そういう意味で言うと、これまで委託であっても、本所機能を担って地域包括ケアシステムを構築してきているので、その実績を踏まえて本所の委託について進んで行きたいということを考えている。

ただ、委託するに当たっては、今まで支所の方々もいろいろご負担いただいているところもあった、ご苦労いただいているところがあったので、丁寧に説明できるよう、一定の時期を見ながら説明会を開くなどして、情報提供をさせていただきたいと考えている。

（委員長） 案件の3が大変長引いている。非常に重要な問題で、今日、区の方から説明があった、直営では高い専門性を要する職員を、安定的に、継続的に供給していくことが大変難しいということについては、委員の皆様もご理解できたかと思うが、本日、説明の中においては、委員の方々の公正・中立といったところについては、まだ抽象度が高い提案であったということなので、そこをもう少し具体的に、今度、また協議会の中でお示しいただきながら、意見をいただくというような形で、今日は一旦、案件3についてはまとめさせていただきたいと思う。よろしいか、委員の皆様。

（異議なし）

（委員長） 案件4の石神井高齢者相談センター上石神井支所等の運営事業者の選定について、資料7-1、7-2の説明をお願いします。

（福祉施策調整担当課長） 時間の都合があるので、手短かに説明させていただく。

【資料7-1、資料7-2について説明】

（委員長）

資料7-1、7-2の説明について、何かご意見がある方はいらっしゃるか。いかがか。公募をかけるということで、進めていくということで、よろしいか。

（異議なし）

（委員長） これで地域包括支援センターの運営協議会を終了し、引き続き、地域密着型サービス運営委員会の案件1については、もう既に行ったので、続いて案件の2、地域密着型サービス事業者の視点について。

資料4の説明を、介護保険課長、お願いします

（介護保険課長） 資料4をお願いいたします。手短かにご案内させていただく。

【資料4について説明】

（委員長） ただいまの説明について、何かご意見のある方はいらっしゃるか。いかがか。よろしいか。

（なし）

（委員長） では、続いて、案件の3、地域密着型サービス事業者の指定更新について。資料の5、介護保険課長、お願いする。

（介護保険課長） 資料5をごらんいただきたいと思う。

【資料5について説明】

（委員長） ただいまの説明について、何かあるか、ご意見は。よろしいか。

（なし）

（委員長） それでは、これで地域密着型サービス運営委員会を終了し、最後、その他である。介護保険について、資料6の説明をお願いする。

（介護保険課長） 資料6をお願いする。

【資料6について説明】

（委員長） ただいまのご説明で、何か発言はあるか。よろしいか。

（なし）

（委員長） 次回の日程についてである。次回、第3期第9回の地域包括支援センター運営協議会および地域密着型サービス運営委員会開催時期については、6月19日木曜日午後6時より、この会場にて予定している。

案件については、第6期高齢者保健福祉計画介護保険事業計画についてと、包括的支援事業の方針について等を予定している。

なお、第6期高齢者保健福祉計画介護保険事業計画策定のため、引き続き7月にも第3期第10回の地域包括支援センター運営協議会および地域密着型サービス運営委員会の開催を予定している。これについても、開催時期が決まり次第、事務局から皆様にご通知いたします。毎月の開催になるが、どうぞよろしく願います。本日は、皆様に活発なご意見を頂戴した。私の進行が10分超過してしまい、大変申しわけない。どうぞ、お帰りの際は足元に気をつけてご帰宅いただきたい。また6月もどうぞよろしく願います。